

牧草地の簡易草地更新法を始めました



作業機名: グラスファ - マ -

作業幅: 2.10m

(花泉町)

老朽化した草地の牧草収量は低くなっています。
耕起法による牧草地の更新をしたいが完全更新法は
費用が高く一気に更新できない。
そういう場合は簡易更新工法をお勧めします。

注 簡易更新とは、耕起しないで播種する工法です。

作業は、グラスファ - マ - による「**1工程**」作業だけです。

施肥 → (除草剤散布) → 播種

注 施肥量、種子量については普及センター等と相談してください

注 雑草除去を目的とした工法ではありません

公社では、グラスファ - マ - による**播種作業のお手伝い**
を始めました。

作業能力: 1.0haを約1.5時間で作業が完了します。



9月18日播種 (花巻市)
10月23日撮影



作業の後は、筋状の溝がつかます



(紫波町 転作田)



(滝沢村)

9月12日播種、

10月11日撮影



15cm間隔で播種します。

(滝沢村)



溝に種子が落ちているのがみえます。

(滝沢村)

工法、作業についてはお近くの改良普及センター - または
社団法人岩手県農業公社までお問い合わせください。

《委託例》 **52,500** 円 / ha (税込)

《作業について》

簡易更新作業は、播種作業のみとなります。
種子はご自分で用意してください。
作業料金には運賃を含んでいます。
作業は、およそ3ha程度を一日で終了します。

《別途料金が必要な場合があります》

遠隔地では別途運賃を頂く場合があります。
肥料散布、鎮圧作業が必要な場合は他に作業料金が掛かる場合
があります。事前にご相談ください。

《お願い》

なるべくまとまった面積でお申込ください

付録 ～簡易更新後の牧草管理について～



追播の成果は、作業前後の草地管理にかかっているといっても過言ではありません。放牧や掃除刈りなどを行って、出芽した植物の成長を助けることが非常に大事です。助けることが非常に大事です。追播技術については、北海道農政部より、「簡易更新・追播事例集」「草地の簡易更新マニュアル」が発行されています。

(葛巻)

永年牧草の播種のタイミング

放牧地の場合	採草地の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・早春から可能 ・<small>かんばつ</small> 旱魃時期を避ける ・秋播種の場合は越冬可能な時期(8月下旬～9月上旬)までが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ・1番草刈後 ・刈取り後なるべく早く ・播種後2～3週間後に放牧又は草刈し新芽が成長しやすくする
	<ul style="list-style-type: none"> ・2番草刈後 ・1～2番草を早めに刈取り、越冬可能な8月～9月に播種 ・できれば3番草も早めに刈取る



H19年9月6日播種、H20年4月9日撮影

(岩泉町)

追播時の牧草管理(施肥量)

追播時の施肥量は既存植生の有無、工法、草種により異なりますが、窒素分を抑えることで既存草による播種草種の定着抑制を避けることができます。

特に簡易更新や部分耕耘法では、溝内への施肥をリン酸のみとし、他の肥料養分は通常の維持管理時の施肥で補給します。

除草剤散布を行う場合でも、マメ科牧草を播種する場合には、イネ科牧草によるマメ科牧草の抑制を防ぐため、窒素分を施肥しません。

H17.4.北海道農政部道立農業畜産場「草地の簡易更新マニュアル」より抜粋

(平成19年度に各地で実証試験等を実施しました。)

8/25 花泉町大又 8/30 葛巻町塚森
9/3 一戸町宇別 9/6 岩泉町小本
9/12 滝沢村畜産研究所 9/18 花巻市南笹間
9/27 紫波町水分 10/23 千厩町小梨
10/9 金ヶ崎町



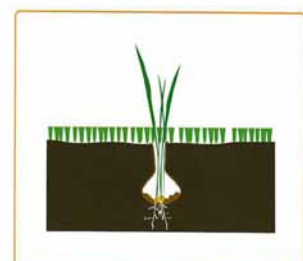
追播後の牧草管理(刈取り)

既存草の刈取りで十分な日光を新芽に与えましょう



既存草の管理ができなかった場合

牧草は種子中のエネルギーを使って発芽しますが、その後は太陽光で光合成を行ってエネルギーを作り、成長します。既存草にさえぎられて光合成が出来ない植物は、やがて枯れてしまいます。



既存草の管理ができた場合

既存草の草丈を低くしてやり、発芽した牧草に十分な日光が当たると、勢い良く生育し、定着していきます。既存草との競争にも負けません。

高位生産性草地等への転換促進

雑草の混入などにより生産性が低下した草地や耕作放棄地を生産性の高い草地等へ転換（**草地更新等**）を行うために要する経費に助成（3～5万円/ha）が出ます。

要件を満たせば、農業公社へ委託して実施する完全草地更新や簡易草地更新に本事業を導入することも可能です！

1 事業内容、転換面積及び助成額

タイプ	事業内容	転換面積	助成額
基本型	土壌分析結果に基づく適正な肥料等の投入による草地更新	0.5ha/戸以上かつ 5ha/地区以上	5万円/ha
公社等活用型	岩手県農業公社を活用して実施する草地更新（ 簡易草地更新を含む ）	0.25ha/戸以上かつ 2.5ha/地区以上	3万円/ha

2 事業実施主体 JAまたは、畜産農家団体（3戸以上で構成され、規約を有する）

3 助成金の交付の要件

- ① 対象転換地 **強害雑草の混入、病虫害、裸地化の部分が3割以上**を占める生産性の低下した**草地、耕作放棄地又は不耕作地**
- ② 事業参加戸数が、**1地区（JA等）当たり3戸以上**（公共牧場は単独でも可）
- ③ 所定の調査票による**転換前・後の草地の概況調査（収量等）、土壌分析**の実施
- ④ **土壌分析結果に基づく適正な肥料又は土壌改良資材の投入**
（土壌分析に要する費用も補助対象（補助率：1/2））
- ⑤ 事業実施に係る**証拠書類の整備・保管**（5年間）すること。

証拠書類の例 作業記録簿又は写真等
資材の購入・賃金の支払・賃借料支払・土壌分析等の経費の支出書類
土壌分析等の調査結果書類、転換実施面積の実測図等

4 事業期間 平成21年度まで

注意！！

草地の**雑草の被度、土壌硬度**の状況により、**簡易草地更新を行っても、十分な更新の効果が得られない場合があります**ので、事前に**農業改良普及センター等へ相談**してください。

問合せ先

最寄のJA 畜産担当
 (社)岩手県農業公社 施設建設部 小原
 電話 019-651-2249
 岩手県庁 畜産課 畜政担当 千田
 電話 019-629-5723